

# 旅館業を始められる方へ

旅館業：宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

## 構造設備の基準

項目	旅館・ホテル	簡易宿所
客室	客室の床面積：7㎡以上 ※寝台を置く客室：9㎡以上	①客室の延床面積：33㎡以上 (宿泊者人数が10名未満の場合) 3.3㎡×宿泊者人数 ②階層式寝台を有する場合 上段と下段の間隔はおおむね1m以上
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合するものを有すること。 ①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ②宿泊者名簿の記載、宿泊者との間の客室の鍵の受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	無
設備	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	
浴室	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を設けること。 【共同の浴室】脱衣場を設け、衣類を収納する保管設備を設けること。	
洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	
便所	適当な数の便所を有すること。流水式の手洗い装置を設けること。	
寝具類	定員数以上を有すること。	

## 関係法令への適合性等

対象	必要な許可・届出等	相談先
調理行為を伴う飲食物の提供	飲食店営業許可(食品衛生法)	長崎県上五島保健所 衛生環境課
浄化槽の設置(再開を含む)	浄化槽設置届(浄化槽法)	
施設からの排水関係	特定施設設置届(水質汚濁防止法)	
防火設備等	消防法令適合通知書(消防法)	消防署 ※1
建築関係	検査済証(建築基準法)	関係機関 ※2

※1 新上五島町：新上五島町消防本部 小値賀町：佐世保市西消防署

※2 新上五島町：長崎県五島振興局上五島支所 管理・用地課

小値賀町：長崎県県北振興局 建築課

長崎県上五島保健所

〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17

TEL:0959-42-1121 Mail:s12620@pref.nagasaki.lg.jp

## 旅館業申請必要書類

- 旅館業営業許可申請書(様式第1号)
- 営業施設の構造設備を記載した図面  
[建物配置図、各階平面図、側面図、配管図(給排水、ガス等)、照明図]
- 付近100m以内の見取り図(範囲内に学校の有無を示す地図)
- 消防署長からの「消防法令適合通知書」
- 建築基準法の基づく「検査済証」の写し
- (法人の場合)定款又は寄附行為の写し
- (原水(湯)、上がり用水(湯)に井戸水、ボーリング水を使用する場合)  
水質検査結果書  
(色度、濁度、pH値、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、  
大腸菌群、レジオネラ属菌)

## 旅館業許可までの手続き

### 事前相談

【以下の事項を確認します】

営業施設の概要(平面図)・営業予定地及び周辺施設・開業予定時期 等



### 保健所での申請手続き

旅館業営業許可申請書・必要添付書類の提出 申請手数料納付(手数料：22,000円)



### 施設検査

保健所の職員が営業施設の現場を検査します。  
必要に応じて、改善指示をする場合があります。



許可証の交付

承継する場合は申請、変更・廃止した場合は届出が必要です。  
また、保健所職員が定期的に立入検査を実施します。